

議 事 概 要

会 議 の 名 称	令和2年度第2回弘前市伝統的建造物群保存地区保存審議会
開 催 年 月 日	令和2年12月21日（月）
開 始 ・ 終 了 時 刻	午前10時から午前11時10分まで
開 催 場 所	弘前市役所市民防災館3階 防災会議室
議 長 等 の 氏 名	弘前市仲町地区伝統的建造物群保存会会長 今井 二三夫
出 席 者	弘前市仲町地区伝統的建造物群保存会副会長 小坂 清輝 時敏地区子育て支援員 工藤 綾子 弘前市仲町地区伝統的建造物群保存会評議員 小林 敬子 弘前市文化財審議委員長 福井 敏隆 青森県立弘前工業高等学校教諭 岡田 俊治 東北工業大学建築学部准教授 中村 琢巳 弘前市財務部長 須郷 雅憲 弘前市観光部長 岩崎 隆 弘前市建設部長 天内 隆範
欠 席 者	弘前市仲町伝統的建造物群保存会評議員 葛西 満 弘前市都市整備部長 野呂 忠久
事 務 局 職 員 の 名 氏	教育部長 鳴海 誠 文化財課長 小山内 一仁 文化財課長補佐 鳴海 淳 文化財課主幹 小石川 透 文化財課総括主査 村上 真知子 文化財課主事 清野 優雅
会 議 資 料 の 名 称	資料1：弘前市仲町伝統的建造物群保存地区保存活用計画（案） について 資料2：弘前市仲町伝統的建造物群保存地区保存活用計画（案） 参考資料：弘前市仲町伝統的建造物群保存地区保存活用計画 （案）に係る主な意見等について

会議内容

(発言者、
発言内容、
審議経過、
結論等)

1. 開会

2. 組織会

3. 会議 議長：今井会長

議題

弘前市仲町伝統的建造物群保存地区保存活用計画（案）について

事務局より説明。質疑、意見等は以下のとおり。

福井委員

「文化庁との事前協議を踏まえて」という説明があったが、どのような方法で事前協議を行ったのか。また、資料2の12ページに「定期的に防災訓練を実施するなど」と追記されているが、防災訓練を行う日程などは想定しているのか。

→【事務局】

文化庁との協議については、当初は、お互いに行き来し、対面でのやり取りを想定していたが、コロナ禍ということでメールでのやり取りとなった。文化庁へは見直し調査の段階から随時、報告を行いながら指導を受けているので、方向性や計画そのものへの指摘というものはなく、主に文言や言い回しの修正がほとんどであった。

防災訓練については、1月26日の文化財防火デーのように日にちを決めているわけではない。実際に、今年は9月に当課と保存会が連携して、通報・避難訓練を行った。今後は、これに地区住民も加え、訓練内容も放水訓練も行うなど、規模及び内容を充実させていきたいと考えている。

中村委員

今回の見直しは、単に基準が厳しくなるということではなく、建てることのできるパターンを増やしつつ、樹木や庭園を新たに保存対象にすることで、行政のサポートの幅を広げるものだという事をしっかりと住民に周知してほしい。

修景基準（資料2・21ページ）の主屋の配置形態について、3パターンを記載しているが、①と②は切妻屋根で江戸時代の形式、③は寄棟造りの昭和初期の形式となり、伝統的な武家住宅であれば①及び②、モダンな近代様式であれば③というよう

に、三つ全てが並列ではなく価値付けが異なるということをし
っかりと説明する必要がある。

今回、樹木と庭園が新たに環境物件に追加されることで、「別
表3 環境物件」(資料2・17 ページ)において、樹木の樹種
が備考欄に明記されており、非常にわかりやすい。庭園に関し
ても、今後の修理修景の方針等にも影響することが考えられる
ので、例えば、「大石武学流庭園の影響」というように庭園の特
徴などを明記してもよいのではないか。

→【事務局】

今回行った住民へのアンケートの回答の中にも、真意が十分
に伝わっていない、あるいは誤って伝わっていると感じるもの
がいくつかあったことから、今後、新計画の運用にあわせて、
見直しのポイントやよくある質問・問い合わせなどをまとめた
概要版(事例集)を作成するなどして周知を図っていきたい。

修景基準における主屋の配置形態及び環境物件となる庭園の
備考欄については、いずれも計画への記載方法等も含め、文化
庁とも協議しながら事務局にて検討する。

工藤委員

新たに環境物件となる樹木については、補助対象となるよう
だが、環境物件にはならない樹木(特に、空き地など)のせん
定などは、対応してもらえないのか。

→【事務局】

環境物件となる樹木についても、日常的な維持管理(せん定
や雪囲いなど)は補助対象ではなく、あくまで保存のため必要
な樹勢回復のための強せん定や施肥などが補助対象となる。

また、環境物件か否かにかかわらず、日常的な維持管理への
支援については、現行の制度で対応することは困難であるが、
保存会と連携するなど何らかの支援・対応ができないか引き続
き、検討していく。

小林委員

公開武家住宅の敷地内の樹木のせん定について、敷地外や道
路に枝が伸びるなど十分に管理されているとは言えない状況な
ので、定期的に状況を確認して適切に管理していただきたい。

→【事務局】

これまでは、苦情等が発生してからその都度対応してきたと
いうのが実情であるが、今後は、事前に維持管理計画を立てる
など、予算も含め計画的に対応するように改めていきたい。

小坂委員

各基準において、「伝統的建造物に準じた意匠・色彩～」と記載されているが、例えば、板塀であれば黒色など具体的に記載しないのか。

また、許可基準に合致しているかどうかの確認はどのように行っているのか。

→【事務局】

実際の運用としては、保存地区内の板塀は黒色で統一しているが、一言で黒色といっても材料等によって色合いが異なることから、記載上はあくまで「伝建物に準じた色彩」とし、現状変更の申請あるいは相談の中で、詳細な仕様や色合いなどについてやり取りをしていくことになる。

保存地区内においては、建築確認に現状変更行為許可証の添付が必要となる。そのため、地区内で現状変更行為を行う場合は、許可申請を行い、内容が許可基準に合致しているかどうかを事前に確認したうえで許可証を交付している。

岡田委員

伝統的建造物を引き続き、保存・継承していくというのは十分理解できるが、修景基準にある腰板張りや木製建具といった規定については、現在、主流となっている省エネ・高断熱という観点からみると厳しいのではないか。

→【中村委員】

外観には木製建具を用いるが、その内側にサッシを回す、あるいは床断熱を入れるなど、建築技術の発展に伴い、気密性や断熱性を確保したまま、伝統的建造物を保存・継承していくことはすでに他の伝建地区でも多く行われている。木製建具と断熱性は相反するものではなく、技術的に解決可能であることを、地区住民や建築業者に説明できるようにしてもらいたい。

須郷委員（財務部長）

パブリックコメントで寄せられた意見の取り扱いについて、反映するしないの判断はどのように行われるのか。

→【事務局】

今回の保存計画の見直しは、仲町地区を持続可能な伝建地区として保存・活用することを前提に調査を行っており、その調査結果に基づき、この保存活用計画（案）を作成している。そのため、伝建制度自体への賛否、サワラ生垣や地割の保存など仲町地区の根幹に係る部分への意見などについては、意見をも

らっても反映すること出来ない。一方で、保存地区は弘前公園に隣接する好立地であり、観光資源として利活用できる可能性が十分にあると思われるので、その分野でアイデアやご意見を頂戴できればと考えている。

→【今井会長】

地区住民へのアンケートやパブリックコメントなどで市民から出た意見等については、制度上、教育委員会として採用あるいは計画などへ反映できないものがあると思うが、そういったものも含めて、今後、事例集や市ホームページへ掲載するなど機会を見て公表することを検討してもらいたい。

岩崎委員（観光部長）

観光分野での取り組みを強化するため、新年度予算に向けて色々と検討を進めている。会長から、保存会でもポスター・チラシを作成し配布するなど県内外への周知に力を入れて取り組んでいるということなので、今後は、しっかりと連携して取り組んでいきたい。

天内委員（建設部長）

北門から春日町へ抜ける通りの道路舗装については、施工前に時敏地区連合町会でも事前に説明したとおり、既設の側溝と同じ色見で施工したが、結果的に当初想定していた以上に白い仕上がりとなってしまったこととお詫びする。また、石畳風舗装の今後の補修については、今後、別途検討させていただき、詳細が決まり次第、改めて地区住民の皆様と協議しながら進めていきたいと考えている。

福井委員

計画本文の中に、単位として「寸・尺・間」が出てくるが、併記されている単位が「mm」の場合と「m」の場合があるが、どちらかに統一したほうが良いのではないかと。

→【中村委員】

どちらかに統一するという考え方と、「尺・寸」の場合は「mm」、「間」の場合は「m」にするという二つの考え方があると思う。

(質疑、意見等は以上)

3. 閉会